様式２６－４

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年９月１日　至　令和８年８月31日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団　諒友会

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特別医療法人　　□ 特定医療法人

□ 出資額限度法人　　■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　岐阜県岐阜市菅生７－５－１６

(3) 設立認可年月日　　平成　９年　９月　１日

(4) 設立登記年月日　　平成　９年　９月１７日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	安田こどもクリニック	２１１０１０８６２４	岐阜県岐阜市菅生７－５－１６	

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

なし

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　７年１０月３１日　　令和６年度決算の決定

令和　８年　８月３１日　　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

様式２６－３

法人名　医療法人社団 諒友会
所在地　岐阜県岐阜市菅生七丁目５番１６号

※医療法人整理番号	0	0	4	1	5

財　産　目　録

（令和8年8月31日現在）

１．資　産　額	552,437	千円
２．負　債　額	18,266	千円
３．純　資　産　額	534,171	千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		315,979
Ｂ　固　定　資　産		236,458
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	552,437
Ｄ　負　債　合　計		18,266
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	534,171

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式２６－１－４（旧法：診療所を開設する医療法人）

法人名　医療法人社団 諒友会
所在地　岐阜県岐阜市菅生七丁目５番１６号

※医療法人整理番号	0	0	4	1	5

貸　借　対　照　表

（令和8年8月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	315,979	Ⅰ 流動負債	10,387
Ⅱ 固定資産	236,458	Ⅱ 固定負債	7,879
1 有形固定資産	15,493	負債合計	18,266
2 無形固定資産	2,444	純資産の部	
3 その他の資産	218,521	科目	金額
		Ⅰ 資本金	10,000
		Ⅱ 資本剰余金	0
		Ⅲ 利益剰余金	524,171
		Ⅳ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	534,171
資産合計	552,437	負債・純資産合計	552,437

様式２６－２－２（診療所を開設する医療法人）

法人名　医療法人社団 諒友会
所在地　岐阜県岐阜市菅生七丁目５番１６号

※医療法人整理番号	0	0	4	1	5

損　益　計　算　書

（自　令和7年9月1日　　至　令和8年8月31日）

（単位：千円）

科　目	金　額
Ⅰ　事業損益	
Ａ　本来業務事業損益	
１　事業収益	168,967
２　事業費用	147,565
本来業務事業利益	21,402
Ｂ　附帯業務事業損益	
１　事業収益	0
２　事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	21,402
Ⅱ　事業外収益	2,800
Ⅲ　事業外費用	0
経常利益	24,202
Ⅳ　特別利益	1,783
Ⅴ　特別損失	80
税引前当期純利益	25,905
法人税等	6,387
当期純利益	19,518

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式２６－５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団 諒友会
理事長　安田 雅則　　殿

私は、医療法人社団 諒友会の令和７会計年度（令和７年９月１日から令和８年８月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年10月25日
医療法人社団 諒友会
監事　髙井 直樹